

官報

号外

昭和二十七年十二月二十三日

○第十五回 衆議院 會議録第十九号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)

議事日程 第十八号

午後一時開議

第一 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(本院提出、参議院回付)

第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(橋本次郎君外二十二名提出)

第六 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出)

第七 中小漁業融資保証保険特別会計法案(内閣提出)

第八 国際連合の決議に基づく民生事業のために必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣提出)

第九 日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外二十四名提出)

第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(本院提出、参議院回付)

日程第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(橋本次郎君外二十二名提出)

日程第六 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出)

日程第七 中小漁業融資保証保険特別会計法案(内閣提出)

日程第八 国際連合の決議に基づく民生事業のために必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣提出)

日程第九 日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外二十四名提出)

日程第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時五十二分開議
○議長(大野伴睦君) これより會議を開きます。

○議長(大野伴睦君) お諮りいたします。内閣から、国立近代美術館評議員会評議員に來議院議員竹尾式君及び参議院議員團伊能君を任命するため議決を得たいとの申出がありました。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と稱する者あり
○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(本院提出、参議院回付)

○議長(大野伴睦君) 日程第一、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案
右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和二十七年十二月二十二日
参議院議長 佐藤 尙武

衆議院議長 大野伴睦君
(小字及び一は参議院修正)

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の一部を次のように修正する。

昭和二十七年五月二十一日から昭和二十七年十二月三十一日まで警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十条の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村

長がその議會の同意を得て、警察維持に関する責任の転移の時期を繰り上げた旨を昭和二十七年十二月二十〇日までに国家公安委員会を経て内閣総理大臣に申請し、同年十二月三十一日までにその承認を得たものについては、その警察維持に関する責任の転移は、同条第八項の規定にかかわらず、昭和二十八年一月一日に行われるものとする。

○議長(大野伴睦君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕
○議長(大野伴睦君) 起立者がありません。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

○久野忠治君 憲法第五十九条第三項及び国会法第八十四条第一項の規定により、町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案について両院協議会を求められんことを望みます。

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて両院協議会を求めんことに決しました。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案両院協議会協議委員の選挙

○議長(大野伴睦君) これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○久野忠治君 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長においてただちに指名されんことを望みます。

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号

国立近代美術館評議員会評議員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案につき両院協議会を求めめるの動議 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案の参議院回付案の議題とする

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

○議長(大野伴睦君) 久野君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

ただちに指名いたします。

別表

協議会協議委員
福永 健司君 青柳 一郎君
村上 勇君 菅家 喜六君
鈴木 直人君 佐藤洋之助君
松野 頼三君 床次 徳二君
山本 桑吉君 石坂 繁君
ただいま指名いたしました協議委員
諸君は、すみやかに議長応接室に御参集の上、議長、副議長おの／＼一名を互選せられんことを望みます。

第二 檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(大野伴睦君) 日程第二、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

案、右両案を一括して議題といたします。委員長は報告を求めます。法務委員会理事松岡松平君。
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

を次のように改正する。
第一条中「第一号から第十八号まで」を「第一号から第十六号まで」に、「及び夜勤手当」を「夜勤手当及び宿日直手当」に改める。
第九条中「五万円」を「六万九千円」に、「二万八千二百円」を「三万八千八百円」に改める。
別表を次のように改める。

区	分	俸給月額	検 事														その他 の検 事 長	東京 高等 検 察 庁 検 事 長	次 長	検 事 長	検 事 長
			一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号					
		八八、〇〇〇円	六二、六〇〇円	五六、七〇〇円	五一、二〇〇円	四六、三〇〇円	四三、三〇〇円	三八、八〇〇円	三五、九〇〇円	三四、五〇〇円	三一、九〇〇円	二八、四〇〇円	二五、一〇〇円	二三、三〇〇円	二一、六〇〇円	一九、二〇〇円					

副 検 事														十五号					
一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号
三三、九〇〇円	三四、五〇〇円	三五、一〇〇円	二八、四〇〇円	二五、一〇〇円	二二、三〇〇円	一九、二〇〇円	一七、一〇〇円	一五、二〇〇円	一四、六〇〇円	一三、四〇〇円	一二、四〇〇円	一一、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一七、一〇〇円	一五、二〇〇円	一四、六〇〇円	一三、四〇〇円	一二、四〇〇円	一一、五〇〇円

1 附則 この法律は、公布の日から施行し、第九条及び別表の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

1177

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

て、政府は国家公務員の給与を改善するの必要を認め、今国会に一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案が提出されたのであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般職の職員の例にならば、その給与を改善する必要があると、この両法律案が提出されたのであります。

改善の要は、両案とも、それが報酬または俸給の月額を定める別表を改正するとともに、現在認められております特例につき、同様の改正をしようとするものであります。改正月額の増加比率は、一般の政府職員のそれと、おおむねひとしいのであります。次に、この両案におきましては、新たに一般職の職員に支給されることとなり、また、宿日直手当を、従来の夜勤手当等と同様、裁判官及び検察官に対しては支給しないことを定めました。なお、両案とも、一般の官吏の例にならば、本年十一月一日に遡及して適用することとなっております。

さて、当委員会の審議にあたりましては、各委員より適切な質疑が行われましたが、その詳細については速記録によつて御承知願ひとうございします。かくて、十二月十八日、討論を省略し、両法案を一括して採決いたしました結果、全会一致をもつて両法案とも政府原案の通り可決された次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(大野伴睦君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○議長(大野伴睦君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

第四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大野伴睦君) 日程第四、保安庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長船田中君。

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案
保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

保安庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「本条及び次条」を「本条から第十三条まで」に改める。
第十一条第一項及び第二項を次のように改める。

次長、官房長等及び事務官等の俸給は、月一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間につき、俸給月額の半額を支給する。但し、政令で定めるところにより、期間を分けないで、月一回にその全額を支給することができる。

2 保安官及び警備官の俸給は、前月の十六日からその月の十五日までの期間につき、俸給月額にその期間の日数を乗じて得た額を支給する。

第十一条の次に次の一条を加える。
(俸給の特別調整額)
第十一条の二 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、第四条に規定する俸給

額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。
2 前項の規定による俸給の特別調整額は、その調整前における俸給額の百分の二十五をこえてはならない。

第十二条第一項を次のように改める。
扶養親族を有する職員には、扶養手当を支給する。

第十二条第四項中「三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官」を「保安官及び警備官」に改める。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「前条第一項の」及び「同項の」を削り、同条第二項中「前条第一項の」を削り、「同項の職員」を「職員」に、「政令で定める職員」を「保安官及び警備官」に改め、同条第三項及び第四項中「前条第一項の」を削る。

第十四条第三項中「及び夜勤手当」を、「夜勤手当及び宿日直手当」に、「第十九条」を「第十九条の三」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三中「第十條の二第一項」とあるのは「保安庁職員給与法第十一条の二第一項」と読み替へるものとす。

第十八条の次に次の一条を加える。
(期末手当及び勤奨手当)
第十八条の二 職員(非常勤の者を除く)には、期末手当及び勤奨手当を支給する。但し、保安大学校の学生には、勤奨手当を支給しない。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の四及び第十九条の五の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の四第二項中「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」とあるのは、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」と読み替へるものとす。

保安官及び警備官にあつては俸給、扶養手当、乗給手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額、保安大学校の学生にあつては学生手当の月額」と、第十九条の五第二項中「俸給の月額」とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」とあるのは「俸給月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」と改める。

この合計額(保安官及び警備官にあつては、俸給、乗給手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額)と、「各庁の長」とあるのは「保安庁長官」と、「人事院の定める基準」とあるのは「総理府令で定める基準」と、「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額」とあるのは「俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額(保安官及び警備官にあつては、俸給、扶養手当、乗給手当及び営外手当の日額の合計額の三十倍に相当する額)」と改める。

第十九条の見出し中「扶養手当等」を「俸給の特別調整額、扶養手当等」に改め、同条中「第十二条」を「第十一条の二」に、「職員の扶養手当」を「職員の俸給の特別調整額、扶養手当」に、「乗給手当、航海手当及び営外手当」を「宿日直手当、乗給手当、航海手当、営外手当、期末手当及び勤奨手当」に改める。

第二十二條中「国家公務員共済組合法第三十條及び第三十一條の例により」を「国家公務員共済組合法中組合員に対する療養の給付又は療養費の支給に関する規定の例により」に改める。

第二十三條第五項中「その休職の期間中」の下に「政令で定めるところに従ひ」を加へ、「百分の七十以内を百分の百以内」に改める。
第二十四條第二項中「及び第十五條から第十七條まで」を、「第十五條から第十七條まで及び第十八條の二」に改める。

第二十五條第二項中「二千五百円」を「三千円」に改める。
第二十七條第二項中「俸給」の下に「俸給の特別調整額」を加へ、「休日給及び夜勤手当」を「休日給、夜勤手当及び宿日直手当」に、「扶養手当、営外手当」を「扶養手当、乗給手当、営外手当」に改める。

第二十九條に次の一項を加える。
3 組合員たる資格を喪失した保安官、警備官及び保安大学校の学生に對しては、国家公務員共済組合法第五十五條第五項において準用する同法第三十四條第二項の規定にかかわらず、これらの者が組合員たる資格を喪失した際傷病手当金を受けていない場合において、これを支給することができる。この場合において、同法第五十五條第六項の規定の適用については、第二十二條の規定により国の行つ療養の給付又は療養費の支給を同法第三十四條第二項の規定による療養の給付又は療養費の支給とみなす。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 次長及び官房長等俸給表

区分	俸給月額
次長	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
官房長	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
局長	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
課長	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
部員	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸

別表第二 事務官等俸給表

職務の級	俸給月額
一 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
二 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
三 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
四 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
五 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
六 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
七 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
八 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
九 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
十 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸
十一 号俸	俸給 一 号俸 二 号俸 三 号俸 四 号俸 五 号俸 六 号俸 七 号俸 八 号俸 九 号俸

備考
一 級から十五級までの各級の区分の基準は、総理府令で定める。
二 十五級に格付される官職及びその官職を占める事務官等の俸給の号俸は、総理府令で定める。

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

別表第三 保安官及び警備官俸給表

階級	俸給									
	俸給月額									
保安監甲	二五〇〇	二五五〇	二六〇〇	二六五〇	二七〇〇	二七五〇	二八〇〇	二八五〇	二九〇〇	二九五〇
保安監乙	二四〇〇	二四五〇	二五〇〇	二五五〇	二六〇〇	二六五〇	二七〇〇	二七五〇	二八〇〇	二八五〇
保安監補	二三〇〇	二三五〇	二四〇〇	二四五〇	二五〇〇	二五五〇	二六〇〇	二六五〇	二七〇〇	二七五〇
一等保安正	二二〇〇	二二五〇	二三〇〇	二三五〇	二四〇〇	二四五〇	二五〇〇	二五五〇	二六〇〇	二六五〇
二等保安正	二一〇〇	二一五〇	二二〇〇	二二五〇	二三〇〇	二三五〇	二四〇〇	二四五〇	二五〇〇	二五五〇
三等保安正	二〇〇〇	二〇五〇	二一〇〇	二一五〇	二二〇〇	二二五〇	二三〇〇	二三五〇	二四〇〇	二四五〇
一等保安士	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二〇五〇	二一〇〇	二一五〇	二二〇〇	二二五〇	二三〇〇	二三五〇
二等保安士	一八〇〇	一八五〇	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二〇五〇	二一〇〇	二一五〇	二二〇〇	二二五〇
三等保安士	一七〇〇	一七五〇	一八〇〇	一八五〇	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二〇五〇	二一〇〇	二一五〇
一等保安士補	一六〇〇	一六五〇	一七〇〇	一七五〇	一八〇〇	一八五〇	一九〇〇	一九五〇	二〇〇〇	二〇五〇
二等保安士補	一五〇〇	一五五〇	一六〇〇	一六五〇	一七〇〇	一七五〇	一八〇〇	一八五〇	一九〇〇	一九五〇
三等保安士補	一四〇〇	一四五〇	一五〇〇	一五五〇	一六〇〇	一六五〇	一七〇〇	一七五〇	一八〇〇	一八五〇
保安長	一三〇〇	一三五〇	一四〇〇	一四五〇	一五〇〇	一五五〇	一六〇〇	一六五〇	一七〇〇	一七五〇
保安長補	一二〇〇	一二五〇	一三〇〇	一三五〇	一四〇〇	一四五〇	一五〇〇	一五五〇	一六〇〇	一六五〇

別表第五 官房長等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	一八、七〇〇
二	一九、五〇〇
三	二〇、三〇〇
四	二一、一〇〇
五	二一、九〇〇
六	二二、八〇〇
七	二三、七〇〇
八	二四、六〇〇
九	二五、五〇〇
一〇	二六、五〇〇
一一	二七、六〇〇
一二	二八、六〇〇
一三	二九、九〇〇
一四	三一、一五〇
一五	三二、四〇〇
一六	三三、六五〇
一七	三四、九〇〇
一八	三六、一五〇
一九	三七、四〇〇
二〇	三八、六五〇
二一	三九、九〇〇
二二	四一、一五〇
二三	四二、四〇〇
二四	四三、六五〇
二五	四四、九〇〇
二六	四六、一五〇
二七	四七、四〇〇
二八	四八、六五〇
二九	四九、九〇〇
三〇	五一、一五〇
三一	五二、四〇〇
三二	五三、六五〇
三三	五四、九〇〇
三四	五六、一五〇
三五	五七、四〇〇
三六	五八、六五〇
三七	五九、九〇〇
三八	六一、一五〇
三九	六二、四〇〇
四〇	六三、六五〇
四一	六四、九〇〇
四二	六六、一五〇
四三	六七、四〇〇
四四	六八、六五〇
四五	六九、九〇〇
四六	七一、一五〇
四七	七二、四〇〇
四八	七三、六五〇
四九	七四、九〇〇
五〇	七六、一五〇
五一	七七、四〇〇
五二	七八、六五〇
五三	七九、九〇〇
五四	八一、一五〇
五五	八二、四〇〇
五六	八三、六五〇
五七	八四、九〇〇
五八	八六、一五〇
五九	八七、四〇〇
六〇	八八、六五〇
六一	八九、九〇〇
六二	九一、一五〇
六三	九二、四〇〇
六四	九三、六五〇
六五	九五、九〇〇
六六	九七、一五〇
六七	九八、四〇〇
六八	九九、六五〇
六九	一〇〇、九〇〇
七〇	一〇二、一五〇
七一	一〇三、四〇〇
七二	一〇四、六五〇
七三	一〇五、九〇〇
七四	一〇七、一五〇
七五	一〇八、四〇〇
七六	一〇九、六五〇
七七	一一〇、九〇〇
七八	一一二、一五〇
七九	一一三、四〇〇
八〇	一一四、六五〇
八一	一一五、九〇〇
八二	一二〇、一五〇
八三	一二一、四〇〇
八四	一二二、六五〇
八五	一二三、九〇〇
八六	一二五、一五〇
八七	一二六、四〇〇
八八	一二七、六五〇
八九	一二八、九〇〇
九〇	一三〇、一五〇
九一	一三一、四〇〇
九二	一三二、六五〇
九三	一三三、九〇〇
九四	一三五、一五〇
九五	一三六、四〇〇
九六	一三七、六五〇
九七	一三八、九〇〇
九八	一四〇、一五〇
九九	一四一、四〇〇
一〇〇	一四二、六五〇

別表第四 昇給期間表

職員の区分	昇給期間
官房長等	現に受けている俸給月額とその直近上位の俸給月額との差額(以下「差額」という)が千六百円以上である者
事務官等	差額が千四百円以上である者
保安官	保安監、保安監補、保安正、保安士、保安士補
警備官	警備監、警備監補、警備正、警備士、警備士補
保安官及び警備官の昇給期間	差額が七百円以上千六百円未満である者
保安官及び警備官の昇給期間	差額が六百円以上千四百円未満である者
保安官及び警備官の昇給期間	差額が六百円未満である者

別表第六 事務官等通し号俸表

号俸	俸給月額
一	四、四〇〇
二	四、五〇〇
三	四、六〇〇
四	四、七〇〇
五	四、八〇〇
六	四、九〇〇
七	五、〇〇〇
八	五、一〇〇
九	五、二〇〇
一〇	五、三〇〇
一一	五、四〇〇
一二	五、五〇〇
一三	五、六〇〇
一四	五、七〇〇
一五	五、八〇〇
一六	五、九〇〇
一七	六、〇〇〇
一八	六、一〇〇
一九	六、二〇〇
二〇	六、三〇〇
二一	六、四〇〇
二二	六、五〇〇
二三	六、六〇〇
二四	六、七〇〇
二五	六、八〇〇
二六	六、九〇〇
二七	七、〇〇〇
二八	七、一〇〇
二九	七、二〇〇
三〇	七、三〇〇
三一	七、四〇〇
三二	七、五〇〇
三三	七、六〇〇
三四	七、七〇〇
三五	七、八〇〇
三六	七、九〇〇
三七	八、〇〇〇
三八	八、一〇〇
三九	八、二〇〇
四〇	八、三〇〇
四一	八、四〇〇
四二	八、五〇〇
四三	八、六〇〇
四四	八、七〇〇
四五	八、八〇〇
四六	八、九〇〇
四七	九、〇〇〇
四八	九、一〇〇
四九	九、二〇〇
五〇	九、三〇〇
五一	九、四〇〇
五二	九、五〇〇
五三	九、六〇〇
五四	九、七〇〇
五五	九、八〇〇
五六	九、九〇〇
五七	一〇、〇〇〇
五八	一〇、一〇〇
五九	一〇、二〇〇
六〇	一〇、三〇〇
六一	一〇、四〇〇
六二	一〇、五〇〇
六三	一〇、六〇〇
六四	一〇、七〇〇
六五	一〇、八〇〇
六六	一〇、九〇〇
六七	一一、〇〇〇
六八	一一、一〇〇
六九	一一、二〇〇
七〇	一一、三〇〇
七一	一一、四〇〇
七二	一一、五〇〇
七三	一一、六〇〇
七四	一一、七〇〇
七五	一一、八〇〇
七六	一一、九〇〇
七七	一二、〇〇〇
七八	一二、一〇〇
七九	一二、二〇〇
八〇	一二、三〇〇
八一	一二、四〇〇
八二	一二、五〇〇
八三	一二、六〇〇
八四	一二、七〇〇
八五	一二、八〇〇
八六	一二、九〇〇
八七	一三、〇〇〇
八八	一三、一〇〇
八九	一三、二〇〇
九〇	一三、三〇〇
九一	一三、四〇〇
九二	一三、五〇〇
九三	一三、六〇〇
九四	一三、七〇〇
九五	一三、八〇〇
九六	一三、九〇〇
九七	一四、〇〇〇
九八	一四、一〇〇
九九	一四、二〇〇
一〇〇	一四、三〇〇

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

一八	六、六五〇
一九	六、九〇〇
二〇	七、一五〇
二一	七、四〇〇
二二	七、六五〇
二三	七、九〇〇
二四	八、一五〇
二五	八、四〇〇
二六	八、六五〇
二七	八、九〇〇
二八	九、一五〇
二九	九、四〇〇
三〇	九、六五〇
三一	九、九〇〇
三二	一〇、一五〇
三三	一〇、四〇〇
三四	一〇、六五〇
三五	一〇、九〇〇
三六	一一、一五〇
三七	一一、四〇〇
三八	一一、六五〇
三九	一一、九〇〇
四〇	一二、一五〇
四一	一二、四〇〇
四二	一二、六五〇
四三	一二、九〇〇
四四	一三、一五〇
四五	一三、四〇〇
四六	一三、六五〇
四七	一三、九〇〇
四八	一四、一五〇
四九	一四、四〇〇
五〇	一四、六五〇
五一	一四、九〇〇
五二	一五、一五〇
五三	一五、四〇〇
五四	一五、六五〇
五五	一五、九〇〇

別表第七 保安官及び警備官通し号
俸表

号俸	俸給日額
一	一七〇円
二	一七五
三	一八〇
四	一八五
五	一九〇
六	一九五

五六	二七、三〇〇
五七	二八、四〇〇
五八	二九、五〇〇
五九	三〇、六〇〇
六〇	三一、九〇〇
六一	三三、二〇〇
六二	三四、五〇〇
六三	三五、九〇〇
六四	三七、三〇〇
六五	三八、八〇〇
六六	四〇、三〇〇
六七	四一、八〇〇
六八	四三、三〇〇
六九	四四、八〇〇
七〇	四六、三〇〇
七一	四七、八〇〇
七二	四九、五〇〇
七三	五一、二〇〇
七四	五二、九〇〇
七五	五四、八〇〇
七六	五六、七〇〇
七七	五八、六〇〇
七八	六〇、五〇〇
七九	六二、六〇〇
八〇	六四、七〇〇
八一	六六、八〇〇
八二	六九、〇〇〇

七	二〇〇
八	二〇五
九	二一〇
一〇	二一五
一一	二二〇
一二	二二五
一三	二三〇
一四	二三五
一五	二四〇
一六	二四五
一七	二五〇
一八	二五五
一九	二六〇
二〇	二六五
二一	二七〇
二二	二七五
二三	二八〇
二四	二八五
二五	二九〇
二六	二九五
二七	三〇〇
二八	三〇五
二九	三一〇
三〇	三一五
三一	三二〇
三二	三二五
三三	三三〇
三四	三三五
三五	三四〇
三六	三四五
三七	三五〇
三八	三五五
三九	三六〇
四〇	三六五
四一	三七〇
四二	三七五
四三	三八〇
四四	三八五

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第十条、第十二条、第二十二條、第二十九條及び別表第一から別表第七までの改正規定並びに附則第二項から第八項まで及び附則第十四項の規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。但し、

四五	八一〇
四六	八四五
四七	八八五
四八	九二五
四九	九六五
五〇	一、〇一五
五一	一、〇七〇
五二	一、一三〇
五三	一、一九〇
五四	一、二五〇
五五	一、三一〇
五六	一、三七〇
五七	一、四三〇
五八	一、四九〇
五九	一、五六〇
六〇	一、六三〇
六一	一、七〇〇
六二	一、七八〇
六三	一、八六〇
六四	一、九四〇
六五	二、〇二〇
六六	二、一〇〇
六七	二、一八〇
六八	二、二六〇
六九	二、三三〇
七〇	二、四一〇
七一	二、四九〇
七二	二、五七〇
七三	二、六五〇
七四	二、七三〇

- 4 保安庁の課長及び部員並びに事務官等の昭和二十七年十一月二日以後この法律（附則第一項但書に規定する部分を除く。以下附則第
- 3 官房長等（保安庁職員給与法第四条第一項に規定する官房長等をいう。以下同じ）、事務官等並びに保安官及び警備官の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてこれらの者が受けていた俸給額に対応するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に対応する改正後の保安庁職員給与法（以下「改正後の法」という。）別表第一から別表第三までに定める号俸（以下本項中「対応号俸」という。）とする。但し、官房長等のうちこれによることが著しく他の官房長等との権衡を失すると認められるものについては、政令で定めるところにより、対応号俸の直近上位又は直近下位の号俸とすることができ
- 2 保安庁の課長及び部員並びに事務官等（保安庁職員給与法第四条第二項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の昭和二十七年十一月一日（以下「切替日」という。）における級又は職務の級は、改正前の保安庁職員給与法（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてそれぞれこれらの者が属していた級又は職務の級とする。
- 11 第十一条、第十一条の二、第十四条、第十九条（期末手当及び勤勉手当に係る部分を除く。）、第二十四条（期末手当及び勤勉手当に係る部分を除く。）及び第二十七条の改正規定は、昭和二十八年一月一日から施行する。

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 保安庁職員給与法の一部を改正する法律案

七項から附則第九項まで、附則第十一項及び附則別表第一から附則別表第三までにおいて同じ。施行の際までの期間内の日における級又は職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてこれらの者が属していた級又は職務の級とする。

5 官房長等、事務官等並びに保安官及び警備官の前項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてこれらの者が受けていた俸給額に對應するこの法律の附則別表第一から附則別表第三までに掲げる新俸給額に對應する改正後の法別表第一から別表第三までに定める号俸とする。但し、附則第三項但書の規定の適用を妨げない。

6 附則第三項又は前項の規定により求められた職員の新俸給額が、その者の属する官職、級、職務の級又は階級における俸給の幅の中になく場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。

7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基いてされた職員の俸給に關する決定は、改正後の法の相当規定に基いてされたものとみなす。

8 この法律施行前改正前の法及び一般職の職員等の俸給の支給方法の臨時特例に關する法律（昭和二十七年法律第三百十三号）第二条の規定に基いてすでに改正前の法第十一条第一項に規定する職員に支払われた切替日以後昭和二十七年十二月十五日までの期間に係る給与は、それぞれ改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

9 改正後の法第十二条第一項の規定に基き、扶養手当の支給を受けることとなつた保査長以下の保安官及び警査長以下の警備官の扶養親族の届出の方法及びこれらの者に対する切替日以後この法律施行の際までの期間に係る扶養手当の支給方法については、政令で定める。

10 附則第三項、附則第五項及び附則第六項の規定により、官房長等の新俸給月額が定められた後における当該官房長等の昇給の期間の計算の特例については、政府で定める。

11 改正前の法第十一条第二項に規定する事務官等に対する昭和二十七年十二月十六日から昭和二十七年十二月三十一日までの間の俸給は、当該期間に係る分として俸給月額の半額を、この法律施行の日から五日以内に支給する。

12 国家公務員に対する年末手当の支給に關する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、保安庁の職員には適用しない。

13 昭和二十七年における改正後の法第十八条の二中勤勉手当に係る部分の規定の適用については、同条第二項において準用する一般職の職員の給与に關する法律第十九条の五中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」又は「その支給日」とあるのは「保安庁職員給与法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号。附則第一項但書に規定する部分を

除く。施行の日と、その日に支給する。」とあるのは「その日から五日以内に支給する。」と読み替へるものとする。

14 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律（昭和二十四年法律第二百号）の一部を次のように改正する。
第四条中（政令で定める保安官及び警備官を除く。）を（石炭手当については、政令で定める保安官及び警備官を除く。）に改める。
附則別表第一 官房長等の俸給の新 旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内		新 俸 給 額
	給月額	受けていた俸	
一	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇
二	一一、四〇〇	一一、四〇〇	一一、四〇〇
三	一二、二〇〇	一二、二〇〇	一二、二〇〇
四	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
五	一三、八〇〇	一三、八〇〇	一三、八〇〇
六	一四、八〇〇	一四、八〇〇	一四、八〇〇
七	一五、八〇〇	一五、八〇〇	一五、八〇〇
八	一六、八〇〇	一六、八〇〇	一六、八〇〇
九	一七、八〇〇	一七、八〇〇	一七、八〇〇
一〇	一八、八〇〇	一八、八〇〇	一八、八〇〇
一一	一九、八〇〇	一九、八〇〇	一九、八〇〇
一二	二〇、四〇〇	二〇、四〇〇	二〇、四〇〇
一三	二一、七〇〇	二一、七〇〇	二一、七〇〇
一四	二二、五〇〇	二二、五〇〇	二二、五〇〇
一五	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇	二三、〇〇〇
一六	二四、五〇〇	二四、五〇〇	二四、五〇〇
一七	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
一八	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
一九	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	二七、〇〇〇
二〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇
二一	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇	二九、〇〇〇
二二	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
二三	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇	三一、〇〇〇
二四	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇	三二、〇〇〇
二五	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇	三三、〇〇〇
二六	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇	三四、〇〇〇
二七	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇
二八	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇	三六、〇〇〇
二九	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇	三七、〇〇〇
三〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇	三八、〇〇〇

附則別表第二 事務官等の俸給の新 旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内		新 俸 給 額
	給月額	受けていた俸	
一	三、六〇〇	三、六〇〇	三、六〇〇
二	三、七〇〇	三、七〇〇	三、七〇〇
三	三、八〇〇	三、八〇〇	三、八〇〇
四	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇
五	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
六	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
七	四、二〇〇	四、二〇〇	四、二〇〇
八	四、三〇〇	四、三〇〇	四、三〇〇
九	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇
一〇	四、五〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
一一	四、六〇〇	四、六〇〇	四、六〇〇
一二	四、七〇〇	四、七〇〇	四、七〇〇
一三	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇
一四	四、九〇〇	四、九〇〇	四、九〇〇
一五	五、〇〇〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇
一六	五、一〇〇	五、一〇〇	五、一〇〇
一七	五、二〇〇	五、二〇〇	五、二〇〇
一八	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇
一九	五、四〇〇	五、四〇〇	五、四〇〇
二〇	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
二一	五、六〇〇	五、六〇〇	五、六〇〇
二二	五、七〇〇	五、七〇〇	五、七〇〇
二三	五、八〇〇	五、八〇〇	五、八〇〇
二四	五、九〇〇	五、九〇〇	五、九〇〇
二五	六、〇〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
二六	六、一〇〇	六、一〇〇	六、一〇〇
二七	六、二〇〇	六、二〇〇	六、二〇〇
二八	六、三〇〇	六、三〇〇	六、三〇〇
二九	六、四〇〇	六、四〇〇	六、四〇〇
三〇	六、五〇〇	六、五〇〇	六、五〇〇
三一	六、六〇〇	六、六〇〇	六、六〇〇
三二	六、七〇〇	六、七〇〇	六、七〇〇
三三	六、八〇〇	六、八〇〇	六、八〇〇
三四	六、九〇〇	六、九〇〇	六、九〇〇
三五	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
三六	七、一〇〇	七、一〇〇	七、一〇〇
三七	七、二〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇
三八	七、三〇〇	七、三〇〇	七、三〇〇
三九	七、四〇〇	七、四〇〇	七、四〇〇
四〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇
四一	七、六〇〇	七、六〇〇	七、六〇〇
四二	七、七〇〇	七、七〇〇	七、七〇〇
四三	七、八〇〇	七、八〇〇	七、八〇〇
四四	七、九〇〇	七、九〇〇	七、九〇〇
四五	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
四六	八、一〇〇	八、一〇〇	八、一〇〇
四七	八、二〇〇	八、二〇〇	八、二〇〇
四八	八、三〇〇	八、三〇〇	八、三〇〇
四九	八、四〇〇	八、四〇〇	八、四〇〇
五〇	八、五〇〇	八、五〇〇	八、五〇〇
五一	八、六〇〇	八、六〇〇	八、六〇〇
五二	八、七〇〇	八、七〇〇	八、七〇〇
五三	八、八〇〇	八、八〇〇	八、八〇〇
五四	八、九〇〇	八、九〇〇	八、九〇〇
五五	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
五六	九、一〇〇	九、一〇〇	九、一〇〇
五七	九、二〇〇	九、二〇〇	九、二〇〇
五八	九、三〇〇	九、三〇〇	九、三〇〇
五九	九、四〇〇	九、四〇〇	九、四〇〇
六〇	九、五〇〇	九、五〇〇	九、五〇〇
六一	九、六〇〇	九、六〇〇	九、六〇〇
六二	九、七〇〇	九、七〇〇	九、七〇〇
六三	九、八〇〇	九、八〇〇	九、八〇〇
六四	九、九〇〇	九、九〇〇	九、九〇〇
六五	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
六六	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇
六七	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇	一〇、二〇〇
六八	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇	一〇、三〇〇
六九	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇	一〇、四〇〇
七〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇
七一	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇	一〇、六〇〇
七二	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇	一〇、七〇〇
七三	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇	一〇、八〇〇
七四	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇	一〇、九〇〇
七五	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇
七六	一一、一〇〇	一一、一〇〇	一一、一〇〇
七七	一一、二〇〇	一一、二〇〇	一一、二〇〇
七八	一一、三〇〇	一一、三〇〇	一一、三〇〇
七九	一一、四〇〇	一一、四〇〇	一一、四〇〇
八〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇	一一、五〇〇
八一	一一、六〇〇	一一、六〇〇	一一、六〇〇
八二	一一、七〇〇	一一、七〇〇	一一、七〇〇
八三	一一、八〇〇	一一、八〇〇	一一、八〇〇
八四	一一、九〇〇	一一、九〇〇	一一、九〇〇
八五	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
八六	一二、一〇〇	一二、一〇〇	一二、一〇〇
八七	一二、二〇〇	一二、二〇〇	一二、二〇〇
八八	一二、三〇〇	一二、三〇〇	一二、三〇〇
八九	一二、四〇〇	一二、四〇〇	一二、四〇〇
九〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇	一二、五〇〇
九一	一二、六〇〇	一二、六〇〇	一二、六〇〇
九二	一二、七〇〇	一二、七〇〇	一二、七〇〇
九三	一二、八〇〇	一二、八〇〇	一二、八〇〇
九四	一二、九〇〇	一二、九〇〇	一二、九〇〇
九五	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇
九六	一三、一〇〇	一三、一〇〇	一三、一〇〇
九七	一三、二〇〇	一三、二〇〇	一三、二〇〇
九八	一三、三〇〇	一三、三〇〇	一三、三〇〇
九九	一三、四〇〇	一三、四〇〇	一三、四〇〇
一〇〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇	一三、五〇〇

附別表第三 保安官及び警備官の俸給の新旧対照表																	
改正前の法の適用により切替以後この法律施行の際までの期間内の日において俸給日額																	
新俸給日額																	
六九	三二、五〇	四四、八〇	八二	五〇、〇〇	六九、〇〇	一七	一五〇	一七〇	一〇	一九五	二一五	一六	二二五	二四五	一五	二二五	二六五
七〇	三三、六〇	四六、三〇	八一	四八、五〇	六六、八〇	一八	一六〇	一八〇	一一	二〇〇	二二〇	一七	二二五	二四五	一六	二二五	二六五
七一	三四、七〇	四七、八〇	八〇	四七、〇〇	六四、七〇	一九	一七〇	一九五	一二	二〇五	二二五	一八	二二五	二四五	一七	二二五	二六五
七二	三六、〇〇	四九、五〇	七九	四五、五〇	六二、六〇	二〇	一八〇	二〇〇	一三	二一〇	二三〇	一九	二二五	二四五	一八	二二五	二六五
七三	三七、三〇	五一、二〇	七八	四四、〇〇	六〇、五〇	二一	一九〇	二一〇	一四	二二〇	二四〇	二〇	二二五	二四五	一九	二二五	二六五
七四	三八、六〇	五二、九〇	七六	四二、二〇	五八、六〇	二二	二〇〇	二二〇	一五	二二五	二四五	二一	二二五	二四五	二〇	二二五	二六五
七五	三九、九〇	五四、八〇	七五	四一、〇〇	五六、七〇	二三	二一〇	二三〇	一六	二三〇	二五〇	二二	二二五	二四五	二一	二二五	二六五
七六	四一、二〇	五七、八〇	七四	四〇、〇〇	五五、五〇	二四	二二〇	二四〇	一七	二四〇	二六〇	二三	二二五	二四五	二二	二二五	二六五
七七	四二、五〇	五八、六〇	七三	三九、〇〇	五四、七〇	二五	二三〇	二五〇	一八	二五〇	二七〇	二四	二二五	二四五	二三	二二五	二六五
七八	四四、〇〇	六〇、五〇	七二	三七、三〇	四九、五〇	二六	二四〇	二六〇	一九	二六〇	二八〇	二五	二二五	二四五	二四	二二五	二六五
七九	四五、五〇	六二、六〇	七一	三六、〇〇	四七、八〇	二七	二五〇	二七〇	二〇	二七〇	二九〇	二六	二二五	二四五	二五	二二五	二六五
八〇	四七、〇〇	六四、七〇	七〇	三四、七〇	四六、三〇	二八	二六〇	二八〇	二一	二八〇	三〇〇	二七	二二五	二四五	二六	二二五	二六五
八一	四八、五〇	六六、八〇	六九	三二、五〇	四四、八〇	二九	二七〇	二九〇	二二	二九〇	三一〇	二八	二二五	二四五	二七	二二五	二六五
八二	五〇、〇〇	六九、〇〇				三〇	二八〇	三〇〇	二三	三〇〇	三二〇	二九	二二五	二四五	二八	二二五	二六五

五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八
七九〇	七六〇	七三〇	七〇〇	六七〇	六四〇	六一〇	五九〇	五七〇	五五〇	五三〇	五一〇	四九五	四八〇	四六五	四五〇	四三五	四二五	四一〇	四〇五	三九五	三九〇	三八〇	三七五	三六五	三五〇	三三五	三二五	三一五	三〇五	二九五	二八五	二七五	二六五	二五五	二四五	二三五	
一、〇一五	九六五	九二五	八八五	八四五	八一〇	七七五	七四五	七一五	六九五	六六五	六四〇	六一五	五九〇	五六五	五四五	五二五	五〇五	四八五	四六五	四四五	四四五	四四五	四四五	四四五	四二五	四〇〇	三八五	三七〇	三五五	三四〇	三二五	三一五	二九五	二八五	二七五	二三五	

保安庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔船田中君登壇〕

○船田中君　ただいま議題となりまし
た保安庁職員給与法の一部を改正する
法律案について、内閣委員会における
審査の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

本案は、今回行われる一般職の職員の給与改正に準じ、特別職たる保安庁職員の給与について改正せんとするものであります。

その改正のおもなる点を申し上げますと、第一は職員の給与額の引上げであります。一般職の職員と均衡のとれる程度に俸給表を改めるとともに、保安大学の学生の手当月額二千五百円を三千円とするものであり、第二

五六	八二〇	一、〇七〇
五七	八五〇	一、一三〇
五八	八九〇	一、一九〇
五九	九三〇	一、二五〇
六〇	九七〇	一、三一〇
六一	一、〇一〇	一、三七〇
六二	一、〇五〇	一、四三〇
六三	一、一〇〇	一、四九〇
六四	一、一五〇	一、五六〇
六五	一、二〇〇	一、六三〇
六六	一、二五〇	一、七〇〇
六七	一、三〇〇	一、七八〇
六八	一、三五〇	一、八六〇
六九	一、四〇〇	一、九四〇
七〇	一、四五〇	二、〇二〇
七一	一、五〇〇	二、一〇〇
七二	一、五五〇	二、一八〇
七三	一、七〇〇	二、三五〇
七四	一、八五〇	二、五五〇
七五	二、〇〇〇	二、八〇〇

は、一般職の職員給与制度の改正に即応して、管理または監督の地位にある職員の俸給につき特別調整額を認めるとともに、宿日直手当、期末手当及び勤労手当の制度を設け、第三は、保安官以下に保安官並びに警査長以下の警備官に對しては扶養手当、石炭手当及び寒冷地手当を支給する建前と、第四は、保安官、警備官及び保安大学校の学生が、公務によらないで負傷しまたは疾病にかかつた場合、国が、国家公務員共済組合法の例によつて、これらの者に對し、その退職後においても、所定の期間必要な療養を給付し、または療養費を支給することとするとともに、共済組合がこれらの者に對し傷病手当金を支給することができるとも、これといたしたのであります。なお、附則において、給与改正に伴う経過的措施を規定するほか、関係法律に所要の改正を行つております。

本案は、十二月十三日、本委員会に付託され、政府の説明を聞き、質疑を行い、十二月二十日、討論採決の結果、多数をもつて原案の通り議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（大野伴睦君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第五 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（橋兼次郎君外十二名提出）

○議長（大野伴睦君） 日程第五、日本
国有鉄道法の一部を改正する法律案を

議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長逢澤寛君。

日本国有鐵道法の一部を改正する法律案

る法律

日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三十條第五項から第九項までを
削り、同条に第五項として次の二項
を加える。

5 休職者の給与は、第四十四条に規定する給与準則の定めるところにより支給する。

この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（樞兼次郎君外二十二名提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔逢澤寬君登壇〕

○遠澤寛君　ただいま議題となりまし
た日本国有鉄道法の一部を改正する法
律案について、運輸委員会における審
査の経過並びに結果を御報告申し上げ
ます。

まず本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行法では、国有鉄道の職員は、休職を命ぜられたとき、公務上の傷病の場合、給与の全額を支給せられるのを除いては、一定期間を限り、俸給、扶養手当及び勤務地手当の百分の二十、百分の十と支給される。

外、何ら給与を支給出来ないこととなつておりました。現在、年末手当等は、従来の賞与という性格から給与の一部という性格にかわりつつあるのにかんがみまして、休職職員に対しても、生活の一助としてこれを支給するのが妥

当であると考へられるのであります。
よつて、日本国有鉄道法第三十条の第五項より第九項までの休職者に対する給与の規定を削り、休職者に対する給与はすべて給与準則の定めるところによることにいたしまして、一般職員に支給せらるべき年末手当及びその他の給与を支給し得ることとしようというのであります。

本法案は、自由党、改進黨、日本社会党及び無所属倶楽部の共同提案にかゝるものであります。本月十六日運輸委員会に付託され、同二十日、提案者代表橋本次郎君より提案理由の説明を聴取した後、熱心な質疑応答がありました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

かくて、質疑を打ち切り、討論を省略いたしました。ただちに採決の結果、全会一致をもつて本法案にこれを可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(大野伴睦君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第六 日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出)
第七 中小漁業融資保証保険特別会計法案(内閣提出)

第八 国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案(内閣提出)
第九 日本専売公社法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎君外二十四名提出)

○議長(大野伴睦君) 日程第六、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案、日程第七、中小漁業融資保証保険特別会計法案、日程第八、国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案、日程第九、日本専売公社法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長奥村又十郎君。

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案
日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案

政府は、昭和二十四年度一般会計予算のうち、日本国有鉄道貸付金の項に係る部分に基き支出した日本国有鉄道に対する貸付金の償還期限を、昭和三十一年三月一日まで延期することができるとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

中小漁業融資保証保険特別会計法案
中小漁業融資保証保険特別会計法案

第一条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第 号、以下「法」という。)による中小漁業融資保証保険に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二条 この会計は、農林大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。

(基金)
第三条 この会計においては、第四条に規定する一般会計からの繰入金に相当する金額をもつて基金とする。

(歳入及び歳出)
第四条 この会計においては、保険料、法第七十四条の規定により代位した求償権に基く回収金、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、保険金、法第七十七条第一項又は第二項の規定による委託業務についての委託手数料、過誤納の保険料の返還金、事務取扱費その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、この会計の基金に充てるため繰り入れるものとする。

第五条 法第六十二条第三項の規定により国庫に帰属した残余財産に係る収入金は、この会計に所属するものとし、前条第一項の規定にかかわらず、この会計の歳入とする。

(歳入歳出予算計算書の作製及び送付)
第六条 農林大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出予算計算書には、左の書類を添付しなければならない。
一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
(歳入歳出予算の区分)
第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)
第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予算計算書及び同条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(損益の処理)
第九条 この会計において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額をそれぞれ損失の繰越として整理するものとする。

(剰余金の繰入)
第十条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、当該剰余金を翌年度の歳入に繰り入れなければならない。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十一条 農林大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十二条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

送付しなければならない。
2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十三条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

(余剰金の預託)
第十四条 この会計において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)
第十五条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)
第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、法施行の日から施行する。

行し、附則第三項の規定は、昭和二十八年年度から適用する。

2 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第四号第八号中「中小漁業融資保証保険」の下に「及び中小漁業融資保証特別会計」を加える。

3 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入金及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「糸価安定特別会計、」の下に「中小漁業融資保証特別会計、」を加える。

中小漁業融資保証特別会計法案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案

政府は、国際連合の決議に基づいて設けられた公的機関が国際連合の決議に基づいて実施する民生事業のために必要な物品を、当該機関に対し無償で譲渡することができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案（内閣提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法の一部を改正する法律案

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第五項から第九項までを削り、同条に第五項として次の一項を加える。

5 休職者の給与は、第四十三条の二十一に規定する給与準則の定めるところにより支給する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案（佐藤観次郎君外二十四名提出）に関する報告書（最終号の附録に掲載）

○奥村又十郎君登壇
奥村又十郎君 たいだいま議題となりました四法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げたいと存じます。

まず、日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延期に関する法律案について申し上げます。

この法律案の内容は、昭和二十四年度におきまして、政府から日本国有鉄道に貸し付けた三十億五千万円余の金を貸し付けたのでありますが、現在の国鉄の財政状況からいまして、期限であります昭和二十八年三月一日までに回収することは困難であると存じますので、なお三箇年間期限を延長しようとする内容であります。

本案につきましては、二十日に質疑を打ち切りまして、討論を省略の上、採決をいたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

次に、中小漁業融資保証特別会計法案について申し上げます。

先般本院を通過いたしました中小漁業融資保証法案の実施に伴いまして、中小漁業者の融資に對して、信用保証協会の保証いたしました債務を政府が再保証いたしますが、その再保証の政府の経理内容を明らかにいたしましたために、一般会計から区分いたしました計を設けることとしたと存するのであります。

この案も、去る二十日、質疑を打ち切りまして、討論省略の上、だだちに採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

次に、国際連合の決議に基づく民生事業のため必要な物品の無償譲渡に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、政府が、国際連合の決議に基いて設けられた公的機関が国際連合の決議に基づいて実施する民生事業、すなわち朝鮮における難民救済事業、東南アジアにおける児童福祉事業及び防疫事業等のため必要な物品を、当該機関に対し無償で譲渡することとができることとしたと存するのであります。

この法律案につきましては、十二月二十日、政府当局より提案理由の説明を聴取いたしましたところ、昨二十二日、討論を省略して採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決した次第であります。

次に、日本専売公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法案は各派共同提案によるものであります。その提案の趣旨を簡単に申し上げますと、現在、日本専売公社の休職者の給与に關しましては公社法に規定されておるのであります。

が、公共企業体の性質にかんがみ、この規定を削除いたしまして、これを給与準則の定めるところによることにいたし、そうしてもつて弾力性を与えることによつて、年末手当等の支給の道を開こうとするものであります。

本案は、去る十九日、本委員会に付託せられまして、昨二十二日、佐藤観次郎君より提案理由の説明を聴取し、だだちに討論を省略して採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（大野伴睦君） 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長（大野伴睦君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

法に規定されておるのであります。

が、公共企業体の性質にかんがみ、この規定を削除いたしまして、これを給与準則の定めるところによることにいたし、そうしてもつて弾力性を与えることによつて、年末手当等の支給の道を開こうとするものであります。

本案は、去る十九日、本委員会に付託せられまして、昨二十二日、佐藤観次郎君より提案理由の説明を聴取し、だだちに討論を省略して採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）
○議長（大野伴睦君） 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕
○議長（大野伴睦君） 御異議なしと認めます。よつて四案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十 あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

第二條第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩については二年以上、はり、きゆう又は柔道整復については四年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六條第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年）以上、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があるものと認められる者は、第二條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の学校（学校教育法第八十三條第一項の学校に限る。）又は養成施設に入学し、又は入所することができる。

旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があるものと認められる者は、第二條第二項の学校又は養成施設に就いて二年以上はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の行う試験に合格したものは、同条

第二條第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩については二年以上、はり、きゆう又は柔道整復については四年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六條第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年）以上、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 旧国民学校令（昭和十六年勅令第百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終つた者又は省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があるものと認められる者は、第二條第二項の規定にかかわらず、同条第一項の学校（学校教育法第八十三條第一項の学校に限る。）又は養成施設に入学し、又は入所することができる。

旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があるものと認められる者は、第二條第二項の学校又は養成施設に就いて二年以上はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の行う試験に合格したものは、同条

第二條第一項中「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設を卒業した者」を「文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において、あん摩については二年以上、はり、きゆう又は柔道整復については四年（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六條第一項の規定により大学に入学することのできる者にあつては、二年）以上、解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得した者」に改め、同条第三項を削る。

第十八条の次に次の一条を加える。

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

同項の規定にかかわらず、はり師免許、きゆう師免許又は柔道整復師免許を受けることができる。

第二条 診療エックス線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（診療エックス線技師試験の受験資格の特例）

11 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者で、

第二十条（受験資格）第一号の規定により文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療エックス線技師養成所において

二年以上診療エックス線技師として必要な知識及び技能の修習をおえたものは、同条の規定にかかわらず、診療エックス線技師試験を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十七年十二月十二日

衆議院議長 大野伴陸殿

参議院議長 佐藤 尚武

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔野澤清人君登壇〕

○野澤清人君 たいさう議題となりました、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法及び診療エックス線技師法の一部を改正する法律案につきま

して、厚生委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

改正の要点を申し上げますと、第一に、はり師、きゆう師または柔道整復師の学校等における修業年限は、新制

中学の卒業生は四年以上でありまして、新制高校の卒業生につきま

して、一般科目の教育を履修しておりますので、特に二年以上に短縮したこと

であります。

第二に、あん摩師、はり師、きゆう師または柔道整復師の学校への入学資格は新制中学の卒業生となつてゐるの

であります。旧制の国民学校高等科の卒業生等につきま

して、これらの学校への入学資格の特例を認めたことと

あります。

第三に、旧制の中等学校の卒業生等につきま

して、はり師、きゆう師または柔道整復師の学校等における修業年限を二年以上に短縮したことと

あります。

第四に、診療エックス線技師学校等の入学資格は新制高校の卒業生となつてゐるの

であります。旧制の中学校の卒業生等に診療エックス線技師学校等への入学資格の特例を認めたことと

あります。

本法律案は、十一月二十四日、予備審査のため本委員会に付託せられ、同

二十六日、厚生大臣より提案理由の説明を聴取したものであります。十二月

十二日、本付託となり、同十六日以降三回にわたり委員会を開き、熱心なる

質疑応答が行われたのであります。これらの詳細は會議録によつて御承知を

願います。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して長谷川保委員及び日本社会党を代表して堤ツルヨ委員より、それ〴〵希望を付して賛成の意見が述べられたのであります。

次いで採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○議長（大野伴陸君） 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長（大野伴陸君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院運営委員長提出）

○久野忠治君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長（大野伴陸君） 久野君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長（大野伴陸君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられま

した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案を

議題といたします。提出者の趣旨を明

を許します。議院運営委員今村忠助

君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八万円」を「十一万円」に、「六万四千円」を「八万八千円」に、「五万七千円」を「七万八千円」に改める。

第十条中「二万五千円」を「一万九千二百円」に改める。

第十一条の二を第十一条の四とし、第十一条の次に次の二条を加える。

第十一条の二 各議院の議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書で六月十五日及び十二月十五日（これらの日が日曜日に当たるときは、その前日）に在職する者は、それぞれの期間につき期末手当を受け

る。

期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定するものが受けるべき歳費又は給料の月額に、同項の期日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間に充て、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月の場合 百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合 百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合 百分の十五

第十一条の三 各議院の議長、副議長及び議員の秘書で十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、

その前日）に在職する者は、その日以前十二月以内の期間におけるその者の在職期間に充て、勤勉手当を受け

る。前条第二項の規定は、勤勉手当の額の計算についてこれを準用する。この場合において、同項第一号中「六月」とあるのは「六月以上」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十七年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の法」という。）による歳費及び給料の内払とみなす。

3 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、国会議員には適用しない。

4 昭和二十七年における改正後の法第十一条の三の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」とあるのは「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日」と読み替へるものとする。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 たいさう議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

その前日）に在職する者は、その日以前十二月以内の期間におけるその者の在職期間に充て、勤勉手当を受け

る。前条第二項の規定は、勤勉手当の額の計算についてこれを準用する。この場合において、同項第一号中「六月」とあるのは「六月以上」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十七年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の法」という。）による歳費及び給料の内払とみなす。

3 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、国会議員には適用しない。

4 昭和二十七年における改正後の法第十一条の三の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」とあるのは「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日」と読み替へるものとする。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 たいさう議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

その前日）に在職する者は、その日以前十二月以内の期間におけるその者の在職期間に充て、勤勉手当を受け

る。前条第二項の規定は、勤勉手当の額の計算についてこれを準用する。この場合において、同項第一号中「六月」とあるのは「六月以上」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条及び第十条の改正規定は、昭和二十七年十一月一日から適用する。

2 議長、副議長及び議員並びにこれらの秘書が昭和二十七年十一月一日以後の分として既に支給を受けた歳費及び給料は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（以下「改正後の法」という。）による歳費及び給料の内払とみなす。

3 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律（昭和二十五年法律第二百六十六号）は、国会議員には適用しない。

4 昭和二十七年における改正後の法第十一条の三の規定の適用については、同条中「十二月十五日（この日が日曜日に当たるときは、その前日）」とあるのは「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第 号）施行の日」と読み替へるものとする。

〔今村忠助君登壇〕

○今村忠助君 たいさう議題となりました、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を簡単に御説明いたします。

て各會計年度において支出する給与の額が、当該年度の予算の中で給与の総額として定められた額をこえないようにしなければならぬ。

附則

- 1 この法律は、労働関係調整法等の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百九十八号)附則第一項但書に規定する政令で定める日の翌日から施行する。
- 2 昭和二十七年年度における改正後の造幣局特別會計法第三十六條の二第二項、改正後の印刷局特別會計法第十四條の二第二項、改正後の国有林野事業特別會計法第十七條の二第二項、改正後のアルコール専売事業特別會計法第十五條の二第二項及び改正後の郵政事業特別會計法第四十二條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該給与準則に基いて各會計年度において支出する給与の額」とあるのは、「当該給与準則及び一般職の職員に關する法律に基いて昭和二十八年一月から同年三月までの分として支出する給与の額」と、「当該會計年度の予算の中で給与の総額」とあるのは、「当該會計年度の予算の中で昭和二十八年一月から同年三月までの分の給与の総額」と読み替へるものとする。

2 昭和二十七年年度における改正後の造幣局特別會計法第三十六條の二第二項、改正後の印刷局特別會計法第十四條の二第二項、改正後の国有林野事業特別會計法第十七條の二第二項、改正後のアルコール専売事業特別會計法第十五條の二第二項及び改正後の郵政事業特別會計法第四十二條の二第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該給与準則に基いて各會計年度において支出する給与の額」とあるのは、「当該給与準則及び一般職の職員に關する法律に基いて昭和二十八年一月から同年三月までの分として支出する給与の額」と、「当該會計年度の予算の中で給与の総額」とあるのは、「当該會計年度の予算の中で昭和二十八年一月から同年三月までの分の給与の総額」と読み替へるものとする。

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は預金の利子」を「若しくは預金の利子又は合同運用信託(所得税法第七條第一項に規定する合同運用信託をいう。以下同じ。)の利益」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 金融機関を受益者とする合同運用信託の利益

第二条の二の次に次の一号を加える。

第二条の三 昭和六年七月一日以前に発行された国債、地方債及び社債でアメリカ合衆国通貨、連合国通貨若しくはフランス国通貨で表示されたもの又は本邦通貨で表示されているが確定換算率により連合国通貨で支払を行ふべき旨の特約があるものについて所得税法第一条第二項又は第五項に規定する者が支払を受ける利子で、本邦と当該利子の支払地の属する国との間の租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日までの間に、命令の定めるところにより、同法第十七條、第十八條及び第四十一條の規定は、これを適用しない。

第三条の二第二項中「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に、「取得したもののうち命令で定めるものの提供に因り、昭和二十七年四月一日から同年十二月三十一日まで」を「取得したものを昭和二十七年十二月三十一日まで」に縮結された契約に基き提供したことに因り、同年四月一日から本邦と当該個人の住

所又は当該法人の本店若しくは主たる事務所の所在地の属する国との間の租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日まで」に改め、同条第二項中「同項に規定する命令で定めるもの」を「第五條第一項に規定する事業の用に直接供する工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む)で所得税法の施行地外において取得したもの」に、「所得税法第一条第二項第六号に規定する所得」を「同法第一条第二項第六号に規定する所得で前項の規定の適用を受けないもの」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に、「事業の用に供する」を「事業の用に直接供する」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 この法律による改正後の租税特別措置法第二条の三の規定は、昭和二十七年十二月二十二日から適用する。
 - 3 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
- 附則第三項中「昭和二十八年一月一日」を「同項に規定する租税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六箇月を経過した日の翌日」に改める。
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
- 租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正

租税特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条の二第二項の改正規定中「昭和二十七年十二月三十一日」を「昭和二十八年三月三十一日」に、「同年四月一日」を「昭和二十七年四月一日」に改める。

第三条の二第二項の改正に關する部分中「第五條第一項に規定する事業の用に直接供する工業所有権その他の技術に關する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に關する使用権を含む)で所得税法の施行地外において取得したもの」に、「の下に『一月一日』を『四月一日』に、』を加える。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔淺香忠雄君登壇〕

○淺香忠雄君 たいだま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。日本経済の健全な発展に資する外国技術の使用料につきましては、従来所得税の源泉徴収を本年末まで行わないこととしていたものでありますが、本年末までに締結された契約に基づくものにつきましては、さらに本邦と当該技術を提供している国との間に租税の二重課税防止のための条約が効力を生ずることとなる日から六箇月を経過する日まで、源泉徴収を延期しようとするものであります。

次に、戦前発行された外貨債につきまして、近くその利払いを開始することとなつたのでありますが、これら外

貨債の利子については、外貨債処理の円滑を期する等のため、本邦と当該外貨債の利子の支払地国との間に租税の二重課税防止のための条約が効力を生ずることとなる日から六箇月を経過する日まで、所得税の課税を行わないこととするものであります。

最後に、金融機関が他の金融機関から受ける合同運用信託の利益につきまして、その性質にかんがみ、預金の利子と同様に扱つて、所得税を課税しないこととするものであります。

以上がこの法案の提案の趣旨並びに内容の概要であります。この法案は、去る十七日、本委員会に付託せられ、爾來慎重審議の結果、本日質疑を打ち切りましたところ、自由党宮澤委員より修正案が提出されました。その内容は、外国技術の使用料について、明年一月一日以降三月三十一日まで締結する契約によるものをもこの特例に加へようというものであります。

次いで、討論を省略して、ただちに修正案及び修正部分を除く原案について採決いたしましたところ、本案は起立多数をもって修正議決いたしました。

次に造幣局特別會計法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、第十三国会におきまして公共企業体等労働関係法が改正され、国の経営する造幣、印刷、国有林野、アルコール専売及び郵政の各企業につきましても、政令の定める日の翌日以降同法が適用されることになり、結果、これらの企業に従事する一般職の職員については、国家公務員法の大部分の規定、一般職の職員の給与に關する法律の規定等の適用が排除され、給与支給に關する法律の規定を欠くことになりましたので、今回各特別會計法の一部を改正いたしま

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

して、これらの職員に対する給与の支給について、これらの特別会計を管理する各省大臣またはその委任を受けた特定の機関が、当該企業に従事する職員に対して給与を支給するために給与準則を定めることとしたし、この場合におきましては、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の給与、民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮するとともに、特に行政機関職員定員法に定められる常勤の職員の給与準則については、予算に定められる給与の総額を越えないように定めなければならないこととしたそうとするものであります。

本案につきましては、慎重審議の結果、本二十三日、質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、両社会党を代表して松尾委員、佐藤委員は、それ、次の機会に経済事情の変動等の場合における弾力条項等を加えるという条件を付して賛成の旨討論せられました。続いて採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大野伴睦君) まづ造幣局特別会計法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(大野伴睦君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に租税特別措置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大野伴睦君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

明二十四日は定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十九分散会

出席国務大臣 法務大臣 犬養 健君
出席府政務次官 岡田 五郎君
保安政務次官 愛知 揆一君
大蔵政務次官 越智 茂君
厚生政務次官 木村 公平君
運輸政務次官 木村 公平君

朗読を省略した報告

一、昨二十二日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めの件

一、昨二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
てん菜生産振興臨時措置法
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
船員保険法の一部を改正する法律
外航船舶建造融資利子補給法
中小漁業融資保証法

一、昨二十二日本院は第十五回国会の会期を十二月二十三日から明年三月三十一日まで九十九日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、昨二十二日佐藤参議院議長から大野議長宛、参議院は国会の会期を十二月二十四日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日近藤参議院事務総長から大池事務総長宛、参議院は裁判官弾劾裁判所裁判員鈴木安孝君の辞任を許可し、その補欠として小野義夫君を選挙した旨の通知書を受領した。

一、昨二十二日大野議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
厚生大臣官房 森本 潔
国立公園部長 森本 潔

一、昨二十二日内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十七年度第二・四半期中における予算使用の状況
一、昨二十二日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。
法務委員会
理事 松岡 松平君(理事松岡松平君去る十九日委員辞任につきその補欠)
電気通信委員会
理事 松前 重義君(理事松前重義君去る十八日委員辞任につきその補欠)

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
水産委員 愛野時一郎君
郵政委員 椎熊 三郎君
一、昨二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
上塚 司君 川島正次郎君
松岡 松平君 松村 光三君
明禮輝三郎君 横川 重次君
人事委員
根本龍太郎君 近藤 鶴代君
青木 孝義君 小澤佐重喜君
濱田 幸雄君 福永 健司君
保利 茂君 加藤 精三君
近藤 鶴代君 中田 政美君
明禮輝三郎君 山崎 巖君

地方行政委員
加藤 精三君 福永 健司君
法務委員
近藤 鶴代君 根本龍太郎君
近藤 鶴代君 小澤佐重喜君
大蔵委員
中田 政美君 鳩山 一郎君
青木 孝義君 鈴木茂三郎君
水産委員
田中 萬逸君 山崎 巖君
井手 以誠君 保利 茂君
電気通信委員
森 幸太郎君 明禮輝三郎君
建設委員
濱田 幸雄君 塚田十一郎君
経済安定委員
岡田 忠彦君 塚田十一郎君
予算委員
小川 平二君 川崎 秀二君
成田 知巳君 坪川 信三君
高木 松吉君 土井 直作君
内藤 隆君 古屋 貞雄君
懲罰委員
一、去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
水産委員 椎熊 三郎君
郵政委員 愛野時一郎君
一、昨二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。
内閣委員
鳩山 一郎君 田中 萬逸君
平塚常次郎君 内田 信也君
森 幸太郎君 岡田 忠彦君
人事委員
近藤 鶴代君 根本龍太郎君
中田 政美君 近藤 鶴代君
明禮輝三郎君 加藤 精三君
山崎 巖君 福永 健司君
小澤佐重喜君 青木 孝義君

濱田 幸雄君 保利 茂君
地方行政委員
福永 健司君 加藤 精三君
法務委員
松岡 松平君 松村 光三君
外務委員
根本龍太郎君 近藤 鶴代君
小澤佐重喜君 近藤 鶴代君
大蔵委員
青木 孝義君 上塚 司君
中田 政美君 井手 以誠君
水産委員
川島正次郎君 保利 茂君
鈴木茂三郎君 山崎 巖君
電気通信委員
松村 光三君
建設委員
明禮輝三郎君 濱田 幸雄君
明禮輝三郎君 小川 平二君
経済安定委員
横川 重次君 井出二太郎君
予算委員
塚田十一郎君 井出二太郎君
横川 重次君 井出二太郎君
議院運営委員
伊能繁次郎君 福井 勇君
松本 一郎君 木下 郁君
懲罰委員
一、昨二十二日議長から提出した議案は次の通りである。
日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案(菊川忠雄君外三名提出)
飼料需給安定法案(小笠原八十美君外十二名提出)
道路運送法の一部を改正する法律案(中曾根康弘君外十九名提出)
一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十七年十二月二十三日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

飼料需給安定法案（小笠原八十美君外十二名提出、衆法第二三三号）

農林委員会 付託

一、昨二十二日参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とアメリカ合衆国との間の船舶貸借協定の締結について承認を求めの件

一、昨二十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

飼料需給安定法案（小笠原八十美君外十二名提出）

一、昨二十二日参議院から回付された本院提出案は次の通りである。

町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案

一、昨二十二日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空運送協定の締結について承認を求めるの件

一、昨二十二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

てん菜生産振興臨時措置法案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、昨二十二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

船員保険法の一部を改正する法律案

外航船舶建造融資利子補給法案

中小漁業融資保証法案

一、今二十三日委員長から提出した議案は次の通りである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

一、昨二十二日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

駐留軍の軍事施設に関する質問主意書（伊東岩男君提出）

学校給食に関する質問主意書（並木芳雄君提出）

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

所 東京都新宿区市谷本村町一五